

物価高騰等対策特別資金

(ア) 融資条件等

令和8年9月30日現在

融 資 対 象 者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、物価高騰や人件費の上昇等により、経営に支障を来しているものとして、次の要件A、Bのいずれかに該当するもの 【A：物価高騰関連】 次の要件のいずれにも該当するもの (1) 最近1年間のいずれかの1月間において、原材料等のうち少なくとも1品目の平均仕入れ単価が前年同期の平均仕入れ単価に比べて5%以上上昇したものの (2) (1)の平均仕入れ単価が上昇した品目に係る製品・サービス等の価格転嫁を行ったものの (3) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるもの 【B：人件費上昇関連】 次の要件のいずれにも該当するもの (1) 最近1年間のいずれかの1月間において、人件費と労務費の計（一人当たり又は総額）が前年同期に比べて3%以上上昇したものの (2) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるもの
使 途	運転資金
融 資 限 度 額	2,000万円
利 率	1年以内：年1.75%、1年超3年以内：年1.95%、3年超5年以内：年2.05%
保 証 料 率	年0%（保証機関の基本保証料率：年0.45%～年1.90%を県が全額負担します。） 【国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用】 ※経営者保証の免除に際し、保証料が発生する場合があります。
融 資 期 間	5年以内（うち据置12月以内）
償 還 方 法	毎月均等分割
申 込 先	商工会議所・商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）又は金融機関
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）
借 入 申 請 に 必 要 な 書 類	◇中小企業制度資金融資申込書（要綱1号様式） ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇物価高騰等対策特別資金（物価高騰関連）融資対象該当申告書（県要綱第11号様式。融資対象者Aの場合） ◇物価高騰等対策特別資金（人件費上昇関連）融資対象該当申告書（県要綱第12号様式。融資対象者Bの場合） ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類
取 扱 期 間	令和9年3月31日までに保証申込受付されたもの

○その他融資条件の詳しい内容については、あらかじめお問い合わせください。

○連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

(イ) 融資の流れ

